

当別町魅力発信業務委託特記仕様書

本仕様書は、当別町（以下「甲」という。）が実施する当別町魅力発信業務委託（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「乙」という。）が実施しなければならない事項を定める。

1 委託業務名

当別町魅力発信業務委託

2 業務目的

本業務は、テレビや SNS を活用した発信、イベントなどを通じて、当別町の住みやすさや観光資源及びイベント、ふるさと納税などの町の魅力を広く発信するために必要となる動画制作や効果的なプロモーションを実施することを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) テレビとのタイアップ企画

道内外のテレビ番組の企画で当別町の魅力発信を目的とした番組の放送及びプロモーション動画を放映すること。

(2) テレビ番組の放送

乙は、上記(1)で企画した番組について、次により放送等を行うこと。

ア 放送時期

令和 7 年 5 月から令和 8 年 3 月までの間

イ 放送エリア

北海道で視聴できるよう放送すること。

なお、在京キー局やその他地方局等の協力を得て、北海道以外での放送が実現できるよう努めること。

ウ 放送時間及び放送回数

放送時間が 29 分以上の番組の企画で 1 回以上放送すること。

エ 放送時間帯及び放送曜日

視聴率及び視聴者層を考慮し、できる限り視聴者数の多い時間帯とすること。

なお、視聴者が限られる深夜早朝枠での放送は不可とする。

オ 番組予告

多くの視聴者に視聴してもらうため、番組の放送に関する予告や SNS 等各種媒体を活用した事前の情報発信を行うこと。

カ その他

必要に応じてナレーション収録及び字幕収録を行うこと。

(3) デジタルプロモーションの実施

S N S（Youtube、インスタグラムなど）による配信及びデジタルサイネージや動画配信サイトを活用した広告用動画の配信を行うこと。

(4) プロモーション動画の制作及び編集並びに活用

(1)及び(3)で使用する動画は、テレビやS N S（当別町、当別町観光協会、魅力発信事業の公式アカウントによる配信）での利用に必要なコンテンツをカテゴリーごとに短編動画として制作すること。なお、本町が所有している魅力発信や観光情報のP R動画の利用も可能とするが、必要に応じて制作及び編集をすること。

（所有P R動画公開先）

当別町HP：<http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/iju/>

また、制作にあたっては、次の内容を含めた構成とすること。・豊かな自然

- ・公共交通（J R学園都市線運行による優位性、札幌市への通勤通学の利便性など）
- ・住環境（公共施設、医療、除排雪体制など）
- ・教育（令和4年4月開校のとうべつ学園の紹介、小中一貫教育など）
- ・移住者への取材
- ・観光資源及びイベント
- ・ふるさと納税のP R
- ・その他移住定住が期待できるもの（子育て支援及び移住定住施策など）

(5) その他、P R活動が図られる独自提案

本業務の目的達成のため、当別町の魅力発信として最も効果的、かつ、話題性や拡散性につながる実現可能なプロモーションの実施やイベントの実施等について積極的に提案すること。

5 業務従事者

乙は、甲の要請に応じてスタッフ（ディレクター、ビデオカメラマン等）を派遣するものとする。

(1) ディレクター

- ・当別町の歴史やまちづくり、観光資源等、当別町に関する知識が豊富であること。
- ・4の業務内容を把握していること。
- ・テレビ番組のディレクター経験が3年以上であること。
- ・番組の制作は、原則、同じディレクターが担当すること。

(2) ビデオカメラマン

- ・主たるビデオカメラマンは、経験が3年以上であること。

6 成果品

- (1) 業務報告書
- (2) 本業務にあたり、制作及び編集した動画データ

なお、(2)のデータは、甲が指定する電磁的記録媒体による形式とする。

7 乙の責務

- (1) 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 乙は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りではない。また、再委託に関するすべての責任は乙が負わなければならない。

8 権利関係の取扱い及び処理

- (1) 本業務の遂行にあたり、第三者（甲及び乙以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 乙が本業務により制作したデータ、デザイン及び写真等（以下「制作物」という。）の著作権（著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む）は、甲に帰属するものとする。
また、甲は、これらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。
- (3) 乙は、甲に対し、著作権人格権を行使しないものとする。
- (4) 著作権、肖像権等の処理は、乙が適切に行い、情報発信の妨げとならないよう承諾を得ること。
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議のうえ、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。

9 疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、乙は甲の指示に従い業務を遂行するものとする。

10 資料管理

本業務において甲から貸与される資料等について、乙は資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

11 成果品検査

乙は、本業務完了後、甲の検査を受けるものとし、甲から本業務に適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行うものとする。